

2020年5月27日

## 新型コロナウイルスに関連した日本超音波医学会主催行事の延期又は中止、 これに伴う有資格者の資格更新について

公益社団法人日本超音波医学会

有資格者 各位

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、本会では、以下の本会主催行事の延期又は中止を決定しております。これに伴い、有資格者の資格更新について、以下のように対応します。

### I. 5月27日時点で延期又は中止となった本会主催行事 ※今後延期・中止の決定があれば追加

【延期】	12月1日～3日	第93回学術集会
【中止】	2月28日	2019年度第4回光超音波画像研究会
	3月1日	第59回東北地方会学術集会 / 第37回東北地方会講習会
	3月13日	2019年度第4回超音波分子診断治療研究会
	9月5日	第56回中国地方会学術集会 / 第19回中国地方会講習会
	9月6日	第41回中部地方会学術集会 / 第24回中部地方会講習会
	10月17日～18日	第32回関東甲信越地方会学術集会 / 第19回関東甲信越地方会講習会
	10月24日	第47回関西地方会学術集会 / 第24回関西地方会講習会
	11月29日	2020年度超音波指導検査士（腹部領域）認定試験のための講習会

\* 地方会学術集會会期中に併催予定の必修講習会も中止

### II. 中止になった研究会・地方会の発表実績の扱い

#### 研究会

発表予定の対象者は一律、発表実績扱いとします。（発表に関する単位は、従来どおり資格更新時に抄録を提出することで付与されます。）

#### 地方会学術集会

発表予定の対象者は一律、発表実績扱いとします。（発表に関する単位は、従来どおり、事務局にて自動登録します。）

### III. 中止した認定試験について

#### 第30回超音波専門医認定試験・第9回超音波指導検査士認定試験・第36回超音波検査士認定試験

上記の3つの認定試験は、今年度は実施いたしません。新型コロナウイルスが今年度中に収束した場合にも実施しません。2021年度に実施する第36回超音波検査士認定試験は、2021年11月下旬に実施する予定にしています。正式に決定次第改めてお知らせいたします。詳細は各委員会のウェブサイトでご確認ください。

#### IV. 認定資格の更新について

##### ①超音波専門医・超音波工学フェローの2020年度～2024年度の資格更新について

2020年度～2024年度の資格更新対象者について、一律、資格更新年を1年延長します。下表をご参照ください。なお、資格更新対象年の前年に事務局から資格更新に関する事前通知をお送りします。

##### 資格更新年の1年延長に伴う認定期間、単位取得有効期間について

資格更新年度	認定期間	単位取得有効期間	更新手続き年月
2020年度⇒2021年度	2015年10月1日～ <del>2020</del> 2021年9月30日	2015年6月1日～ <del>2020</del> 2021年5月31日	2021年6月
2021年度⇒2022年度	2016年10月1日～ <del>2021</del> 2022年9月30日	2016年6月1日～ <del>2021</del> 2022年5月31日	2022年6月
2022年度⇒2023年度	2017年10月1日～ <del>2022</del> 2023年9月30日	2017年6月1日～ <del>2022</del> 2023年5月31日	2023年6月
2023年度⇒2024年度	2018年10月1日～ <del>2023</del> 2024年9月30日	2018年6月1日～ <del>2023</del> 2024年5月31日	2024年6月
2024年度⇒2025年度	2019年10月1日～ <del>2024</del> 2025年9月30日	2019年6月1日～ <del>2024</del> 2025年5月31日	2025年6月

※ 各年度の新規認定者は10月1日以降に取得した単位から有効となります。

※ 資格更新時に満65歳以上である者についても、資格更新のための審査が必要となります。

##### 必修講習の受講適用年度について（対象：超音波専門医）

当初、2024年度の資格更新対象者から必修講習の受講を必須としておりましたが、2020年度～2024年度の資格更新を一律1年延長したことに伴い、必修講習の受講適用年度も2024年度から2025年度に移行いたします。2025年度に資格更新手続きをする者から必修講習の受講が必要となります。

##### ②超音波指導検査士・超音波検査士の2020年度以降の資格更新について

- ・2020年度の更新（申請書類提出期間2020年12月1日から2021年2月10日（当日消印有））は通常通り実施します。単位取得有効期限である2021年1月31日までに更新に必要な業績単位（25単位以上）が取得できる方は、更新手続きを行ってください。
- ・単位取得期間中に25単位以上取得できない方には、猶予手数料を無料とする「特別猶予申請」を設ける予定です。「特別猶予申請」をされた場合、2021年度に更新を行ってください。通常の猶予では検査士の呼称はできなくなりますが、「特別猶予申請」では、検査士の呼称を認めます。なお、2021年度に実施する更新から必修講習の受講が資格更新要件となりますが「特別猶予申請」をされた方は必修講習の受講を免除とする予定です。

#### IV. 今後の本会主催行事について

今後も新型コロナウイルスの状況等により、本会主催の行事や事業を中止・延期その他の変更が見込まれます。変更があった場合には、本会のウェブサイト、メールマガジンにより連絡します。